

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和8年1月5日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	能代市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 独自利用事務の対象者	障害者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和7年12月24日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名 能代市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		<p>能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第4の項</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第1条、能代市日中一時支援事業実施要綱第1条、能代市移動支援事業実施要綱第1条、能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第1条、能代市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱第1条、能代市在宅障害者支援施設条例第1条(平成18年条例第110号)
⑥事務の趣旨又は目的	<p>この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児)の(福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>【能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第1条】 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき、(法第4条第1項に規定する「障害者」及び同条第2項に規定する「障害児」(以下「障害者等」という。))に対し、(日常生活上の便宜を図る)ための用具を給付する能代市日常生活用具給付等事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【能代市日中一時支援事業実施要綱第1条】 この告示は、(障害者及び障害児(以下「障害者等」という。))の日中における活動の場を確保し、(障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る)能代市日中一時支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【能代市移動支援事業実施要綱第1条】 この告示は、屋外等で1人で移動することが困難な障害者等(以下「障害者等」という。)に対し、身体障害者等ガイドヘルパー(以下「ヘルパー」という。)を派遣することにより、(障害者)(社会参加の促進を図る)能代市移動支援事業の実施に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第1条】 この告示は、在宅の(重度身体障害者)(清潔の保持、心身機能の維持等を図る)ため、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽等を提供することにより入浴の介護を実施する訪問入浴サービス(以下「入浴サービス」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【能代市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱第1条】 この告示は、(身体障害者)及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「障害者等」という。)(社会活動への参加を促進する)ため、障害者等に対し、就労等に伴う自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車改造費助成金(以下「助成金」という。)の交付に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【能代市在宅障害者支援施設条例第1条】 在宅(障害者)の自立及び社会参加等を総合的に支援するとともに、在宅障害者に憩いの場を提供し、(障害者福祉の増進を図る)ため、在宅障害者支援施設を</p>

⑦独自利用事務の関連規範		能代市日常生活用具給付等事業実施要綱、能代市日中一時支援事業実施要綱、能代市移動支援事業実施要綱、能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱、能代市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱、能代市在宅障害者支援施設条例(平成18年条例第110号)、能代市地域活動支援センター事業実施要綱
--------------	--	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号	能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第4条の規定による支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ロ	能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ハ	能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ニ	能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	知的障害者福祉法第十二条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十二条第一項第二号ハの判定に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 リ	能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第7条第2項、別表第2
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ル	能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
利用特定個人情報6		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ヲ	能代市日常生活用具給付等事業実施要綱第7条第2項、別表第2
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号	能代市日中一時支援事業実施要綱第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	能代市日中一時支援事業実施要綱第5条の規定による支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ロ	能代市日中一時支援事業実施要綱第2条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ハ	能代市日中一時支援事業実施要綱第2条第1号

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ニ	能代市日中一時支援事業実施要綱第2条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 チ	能代市日中一時支援事業実施要綱第2条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 リ	能代市日中一時支援事業実施要綱第10条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
利用特定個人情報6		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ヲ	能代市日中一時支援事業実施要綱第10条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号	能代市移動支援事業実施要綱第4条

②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第40号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	能代市移動支援事業実施要綱第4条の規定による支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
--------	---	---

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ロ	能代市移動支援事業実施要綱第2条第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ハ	能代市移動支援事業実施要綱第2条第1項第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ニ	能代市移動支援事業実施要綱第2条第1項第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 リ	能代市移動支援事業実施要綱第11条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ル	能代市移動支援事業実施要綱第2条第2項
-------	----------------------------	---------------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
利用特定個人情報6		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ヲ	能代市移動支援事業実施要綱第11条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号	能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第4条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第4条第1項の規定による支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ロ	能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第2条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 チ	能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
利用特定個人情報3		

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 リ	能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第7条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ル	能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ヲ	能代市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第7条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号	能代市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱第4条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	能代市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱第4条第1項の規定による支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ロ	能代市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱第2条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 リ	能代市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱第2条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号	能代市在宅障害者支援施設条例第4条第2号、能代市地域活動支援センター事業実施要綱第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	能代市在宅障害者支援施設条例第4条第2号及び能代市地域活動支援センター事業実施要綱第7条の規定による支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ロ	能代市在宅障害者支援施設条例第3条、能代市地域活動支援センター事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ハ	能代市在宅障害者支援施設条例第3条、能代市地域活動支援センター事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ニ	能代市在宅障害者支援施設条例第3条、能代市地域活動支援センター事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める利用特定個人情報	知的障害者福祉法第十一條第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十一條第一項第二号ハの判定に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 チ	能代市在宅障害者支援施設条例第3条、能代市地域活動支援センター事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 リ	能代市地域活動支援センター事業実施要綱第12条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
利用特定個人情報6		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 ヲ	能代市地域活動支援センター事業実施要綱第12条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--